

- 1 開催日時 令和4年9月20日(金)午後3時00分から午後4時30分まで
- 2 開催場所 新城市役所 4階会議室 4-3
- 3 議 事 (1) 答申案について

第8回水道料金等審議会議事録

事務局

ただいまから、第8回新城市水道料金等審議会を開催させていただきます。
会議録作成のため録音させていただきますのでご了承ください。
会長から一言挨拶をお願いします。

会長

こんにちは。台風が来るということで、心配して事前に対策を行いましたが、全ての対策が空振りとなり、良かったです。

今回が8回目の審議会になりました。皆さんから色々意見をいただき、最終的にまとめて終わりたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。
それでは議題に入りたいと思います。ここからの進行を会長をお願いします。

会長

それでは議題に入る前に、本日の議事録署名者として、續木委員と柴田委員をお願いします。

それでは議題に入る前に、前回おさらいということで、事務局から説明をお願いします。

～事務局説明～

前回のおさらいとして、第7回水道料金等審議会の議題として、料金改定案の検討について行われました。それについて簡単に説明させていただきます。

令和2年度と令和3年度の決算を基に、収入不足額と必要な改定率を出しました。

令和2年度決算では、水道収入9億4,674万円に対して、費用が11億6,883万円かかっており、料金収入不足は2億2,209万円になっております。また必要な改定率は23.46%になっております。

令和3年度決算では、水道収入9億6,629万円に対して費用が11億1,263万円かかっており、料金収入不足額は1億4,634万円になっております。また必要な改定率も15.14%になっております。

水道事業の料金改定案については、第7回の審議会でも、料金改定案⑤案で決めたいとのことでしたので、料金改定案⑤について説明させていただきます。

料金改定案⑤は基本料金のみを引き上げ、従量料金は変更を行わず、料金改定率1

6%アップにて作成しました。

料金改定案⑤について説明させていただきます。

この円グラフは、料金改定案⑤により増加したものを示したのになります。

左の円グラフは従来の基本料金の割合を示し、右の円グラフは料金改定により増加する金額を示したものです。料金改定案⑤で基本料金は1億6,000万円増加します。

料金改定案⑤は、従量料金は変更しないため、基本料金のみ増加となります。そのため料金改定案⑤では、1億6,000万円ほど増加します。

このグラフは、料金改定案⑤での収益的収支と経常損益を示すグラフになります。緑色のグラフが収益的収入で、黄色が収益的支出で赤の線グラフが経常損益となっております。

料金改定を予定している令和5年度より経常損益は上がり始め、令和6年度が収益的収入のピークとなります。

試算段階では今から10年後の令和14年度においても、9,000万円ほど経常損益を計上できる見込みです。

このグラフは、料金改定案⑤での、資本的収支と内部留保を示すグラフになります。緑色のグラフが資本的収入で、黄色が資本的支出で、赤の線グラフは内部留保になります。

内部留保は令和14年度まで蓄積され、試算段階で16億円ほどになる見込みです。

答申案については、前回の第7回審議会において、皆さんの意見を集約し、それを基に作成したものが、今回お渡しした答申案になります。

収支計画について、前回の審議会で委員さんより見直し方法について、意見があったため、再度見直しをしました。

当初は令和2年度において使用水量の減少が少なく、令和3年度は△0.3%の減少で見込んでおりました。そのことから当初の経営戦略の収支計画のとおり△0.4%で見込んでおりました。しかしながら、有収水量のマニュアルで算出したところ、大幅な乖離が出るということが判明しました。

こちらが有収水量の推移表になります。当初は、令和2年度において使用水量の減少がほとんどなく、令和3年度は△0.3%の減少で推移しておりました。しかしながら、有収水量のマニュアルで試算したところ、大幅な乖離が出るということが判明したことから、再計算を行ったものと当初示した案との比較ができるようにしたものがこの有収水量推移表です。

今回の試算により、有収水量は年間1%ずつ減少していきます。

この表は第5案において、料金収入を従来と見直しをした際の比較表です。

先ほど説明したとおり、有収水量の減少により、料金収入が当初試算より落ち込むため、全期間において減少します。料金収入減少の最大値については、令和14年度の△5,321万円となります。

この表は第5案において、経常損益を当初案と見直しをした際の比較表です。料金収入が減少したことにより、経常損益は全期間において減少します。経常損益減少の最大値については、令和14年度の△6,911万円となります。

この表は第5案において、内部留保残高を当初案と見直しをした際の対比表です。料金収入が減ったことにより、経常損益も減少し、内部留保残高も全期間において減少します。内部留保残高減少の最大値については、令和14年度の△2億5,069万円となります。

このグラフは、料金改定案⑤での収益的収支と経常損益を示すグラフになります。緑色のグラフが収益的収入で、黄色が収益的支出で、赤の線グラフが経常損益となっております。

料金改定を予定している令和5年度より経常損益は上がり始め、令和6年度が収益的収入のピークとなります。

試算段階では、今から10年後の令和14年度においても、2,000万円ほど、経常利益は計上できる見込みです。

このグラフは、料金改定案⑤での資本的収支と内部留保を示すグラフになっております。

緑色のグラフが資本的収入で、黄色が資本的支出で、赤の線グラフが内部留保となっております。

内部留保は令和14年度まで蓄積されて、試算段階で13億円ほどになる見込みとなっております。

会長

ありがとうございました。

前回に委員から精査するようにと指摘があり、事務局が精査することにより収支計画に修正がありましたが、これに対しての意見は何かありますか。

委員

一つ確認ですが、前回示していただいた数値より下がっています。今の説明だと有収水量の減少がなぜ見込まれるのか。もう少し詳しく説明していただけますか。

事務局

有収水量についての計算方法ですが、生活用水量とそれ以外に分けて、生活用水量は時系列傾向分析で推計した生活用原単位に給水人口を掛け、それ以外は給水人口を掛ける計算方法になっております。

給水人口については、当初示したものが、新都市の人口ビジョンで計算しておりましたが、社人研の減少率の方が若干大きく乖離があったことから、その分の減少幅が大きくなったということになります。

委員

有収水量は、料金がもらえる水の量ということですよ。

それをさきほどの計算方法で計算していくと、現実的には低くなるということですが、新都市の人口減少率は、新都市人口ビジョンがあるので、そのビジョンにその数字を合わせないといけないと思いますが、その数字を変える理由はなぜですか。

事務局

有収水量を生活用水量とそれ以外に分けて、生活用水量は時系列傾向分析で推計した生活用原単位に給水人口を掛け、それ以外は実績値に給水人口の減少率を掛けるということで、見直しをしています。

委員

当たり前ですが、有収水量の見込みが減ってくれば、収入は減ります。今回の料金改定は、従量料金の見直しはせず、基本料金のみ見直しをします。そうすると、基本料金は、人口減少にあまり左右されないです。前回までの話であれば、新城市は人口は減っているけど、世帯数は増えているとのことでした。

人口が減少するから、それに合わせて料金が減ることだと見込みは甘いです。今回の試算に世帯数増減の状況を考えているかどうか教えてください。

事務局

世帯については、社人研の世帯減少率がありまして、それを採用しています。それによると2025年（令和7年）までは全国平均で増減はありません。

2025年から2030年（令和7年から令和12年）までは全国平均は $\Delta 1.2\%$ となっております。

2030年から2035年（令和12年から令和17年）までは全国平均でいくと $\Delta 2.2\%$ となっておりますので、その動向を加味し、基本料金はその世帯減少率で計算しています。

委員

一応理屈は通ります。

人口減少が続けば、どこかのタイミングで世帯も減ると思いますが、それがいつであるかは現時点で分からない話なので、それを見込んでいけばいいと思います。

新城の人口ビジョンと社人研の人口の差により違いが生じていることは、議会答弁や、市民からの質問があった時に、市は、何年後の人口が何人で推計しておりますが、今回の数字については、それよりも下回った数字を用いています。それがなぜですかと聞かれた時にしっかりしておかないといけません。

それについては、新城市の人口ビジョンは水道の計画より上位の計画になるからです。

上位計画と違う数値を用いるのには、理由と根拠が必要です。

これは非常に難しい話ですが、社人研の推計を採用したのは、より現実味を帯びた数字だと思います。

しかしながら、人口ビジョンで、将来の見通しがわからない計画は、希望的観測を入れるものですから、どうしても、そんなに人口は減らない計画を立てます。

誰が推計しても、しっかりと合う計画が作れるわけがありません。

会長

今回の収支計画を出すことによって、前回までの誤った収支計画を修正して、答申前に説明がつくようにお示ししたところです。

委員

今回の修正した収支計画で、経営が全く成り立たないかといえば、そのような数字ではありません。

赤字にはなっていません。内部留保も増えています。前回も話したように、3年毎に見直しをする話なので、3年後の時点でもう一遍推計を行い、状況把握が出来ればいいと思います。

今回収支計画を修正して下がりましたが、この程度かというのが私の感想です。

事務局

今おっしゃられた総合計画の話ですが、今年度中期の見直しをやっております。

おそらく、こういった人口統計について、現実に合わせてような形に修正されてくると思っています。

それにより、この数字に近づいてくると思っていますので、こちらでも確認して、説明できるようにさせていただきます。

委員

水道料金の方が計画の策定より先行します。

総合計画を見直すときに、それに合わせますよという答弁をすればそれで済みますので大丈夫です。

会長

今回このような形で皆さんに示させていただきましたので、ご了承願いたいと思います。

次に一番肝心の答申書になります。

その前に答申について、皆さんの意見を事務局の方に提出していただきましてありがとうございました。

それでは、事務局に答申案についてよろしく願いいたします。

～事務局説明～

答申案について、最初から読まさせていただきます。

水道料金及び下水道使用料のあり方について答申案ということで、令和3年12月20日付け諮問書により新城市水道料金等審議会に諮問のあったことについては、別添の通り、答申します。

我が国は、本格的な人口減少を迎える中、地球環境問題の深刻化、巨大災害の頻発化、経済不況の長期化に加えて、現在、新型コロナウイルス感染症の問題に直面しています。本市においても、種々の課題を抱えている状況ですが、市民の安全、安心の

暮らしを維持するとともに、持続可能な地域社会を実現していくことが求められています。

水道事業は、市民生活や社会活動を支える重要なライフラインとして、安心、安全な水を安定的に、継続して供給するという役割を果たしてゆく必要が有ります。

しかしながら、人口減少や節水機器の普及などにより、使用水量は減少傾向にある一方、水道施設の多くが老朽化し、施設の更新や耐震化などへの多額の投資が不可避となっており、水道事業の経営環境は、今後も非常に厳しい状況が見込まれます。

下水道事業は、快適でうるおいのある生活環境の維持改善及び公共用水域の水質保全等、都市機能の整備にとって欠かすことのできない根幹的な施設です。本市には、豊川水系、矢作川水系があり、自治体として河川の水質を保全していく責務があります。

下水道事業の公共下水道事業区域においては、拡張事業が進み、処理区域面積は拡大しており、排水量において、微増の状態となっています。

加えて、地域下水道及び農業集落排水区域においては、排水人口の減少とともに、排水量の減少が進んでおり、他方では、施設の耐震や老朽化に伴う対策費用及び維持管理費の大幅増加が想定され、厳しい状況が続いています。

水道事業、下水道事業ともに独立採算制を前提とする地方公営企業として運営されており、一般会計からの基準外繰入金に大きく依存することが課題となっており、自ら対策をとっていく必要があります。

このような実情を踏まえ、当審議会では8回にわたり慎重に審議を重ね、今後の水道料金及び下水道使用料のあり方について結論を得たことから、次のとおり答申します。

1. 水道料金及び下水道使用料の改定実施について

水道事業、下水道事業が置かれている現状を考慮すれば、水道料金及び下水道使用料の改定はやむを得ない。

2. 水道料金及び下水道使用料の改定内容について

水道料金については、今回の料金改定により、一般会計からの基準外繰入金に頼ることなく、今後も安心な水道水を供給する体制を継続すること。

下水道使用料については、水道料金の大幅な料金改定により、市民負担を考慮した範囲での改定とすること。

改定時期については、現在の経営状況を考慮し、適切な時期とすること。

改定後の料金、使用料については、3年後に再検討すること。

3. 附帯意見

(1) 経営の健全化

今まで以上に支出削減や新たな収入確保の方法を検討し、将来世代の負担をできるだけ軽減できるように、効率的な経営に取り組むこと。

(2) 新しい水道料金プランについて

利用者が水道料金プランを選択できるように、現在の水道料金プランだけでなく、基本料金と従量料金のセットプラン等の新しい水道料金プランの研究、検討に早期に取り組むこと。

(3) ダウンサイジングについて

給水量が減少していることから、水の需要に合った施設の統廃合や水道管布設替時の口径減径等、ダウンサイジングの検討を行い、将来的な維持管理及び更新にかかる費用を抑制するなど、更なるコスト削減に取り組むこと。

下水道事業についても、地域の実情に合った、既設の下水処理方法の見直し等、コスト削減の手法を検討すること。

(4) 市民への周知について

水道料金、下水道使用料の改定は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、様々な手段を講じて市民の理解が得られる、広報誌などにより効果的な広報活動に取り組むこと。

以上となります。

会長

ありがとうございました。これについて何か意見がありますか。

委員

水道料金については、一般会計からの基準外繰入金に頼ることなくの文章において、いつかは独立採算性では、事業運営が出来なくなると思っているの、今までの法律を遵守することではなくて、そこに対する法改正や別の手段での検討の働きかけをする以外に水道事業を継続していくことが出来ないと思っているの、一般会計からの基準外繰入金に頼ることなくと断言することが無理だと思っています。

それに加えて、地方公営企業法で独立採算が厳しい水道事業者が、市として声を上げない限り、法律は変わりませんし、一番の問題はそういった深刻な問題を市民の皆さんが自覚や承知していないことが一番の危機だと思っています。

答申の中で、2番の水道料金及び下水道使用料の改定内容がメインになるとは思いますが、それ以外の方法を具体的にしていだけないかなと、値上げ以外の方法がなくなるのではないかと懸念しております。

私は一般会計からの基準外繰入金に頼ることなくを削除していただいた方がいいです。

経営の健全化に対して、今までの法律の範疇を遵守するということによらず、法改正や他市との連携などの方法も検討してくださいという文言を入れてほしいです。

委員

今までの発言は、事前に市からの答申案のメールに対して、今回の発言を意見として書きましたか。

委員

今、答申案を読んでそう思いましたので、メールには書いていません。

委員

答申案について、付け足したいことや意見があればメールで返してくださいとありました。

この場は皆さんのメールの集約をして、次の10月3日の答申日に向けての最終日だと思うので、そのメールの返信があったのかと思い確認させていただきました。

委員

引っかけ回すようなことになるので、今回の発言は止めておきます。

事務局

委員さんがおっしゃっていただいたようなことは、十分答申する事項に値することになると思いますので、どうやったらうまく入れるかっていうのもありますが、当日出席できるようであれば、市長も出席しますので、口頭で話していただきたく方法も検討していただければと思います。

会長

答申を渡すだけでなく、当日時間は1時間ありますので、その時にお願いします。

委員

初歩的なことですが、質問いいですか。

市長に答申をします。市長が議会に議案を提出する認識でいいですか。

事務局

市長が答申を受けて、市として検討します。

もしかすると、答申から内容が変わる可能性はまだあります。

それで作ったものを、議会の方に上げていく流れになります。

委員

この答申案については、市民に伝わってこないですか。

事務局

今回、市長が諮問を皆さんにして、皆さんがまとめていただいた答申を返すわけですが、答申がされたことは広報させていただきます。

それに合わせて、出てきた答申を記者発表いたしますので、この内容は新聞社とかに流れます。それを取り上げてくれるかどうかは新聞社等の判断になりますので分かりません。

それと市のホームページには、答申をそのまま載せます。

ホームページが見られる人は、見ることができます。

委員

一般家庭の方が、この答申を見て分かるかといえば、分からないと思います。内容を見ても具体的ではないからです。

例えば、収入と支出を同じにしたいということで料金改定をやります。

しかしながら、現状は収入が支出より少ないため、マイナスが出ます。それが、どれぐらい足りないのか。それを埋めるために一般財源からどれだけ入れているのか。それをすることで、何とかプラスマイナスゼロにしていることについて、一般市民は全然わかりません。

答申案に、重要なライフラインとして、安心、安全な水を安定的に、継続して供給するという役割を果たしてゆく必要がありますと書いてあります。また、水道施設の多くが老朽化し、施設の更新や耐震化などへの多額の投資が不可避となっておりますとも書いてあります。これについて、何となくは分かりますが、例えば令和5年度にはどのくらい掛かるから、その分に対して、これぐらい料金を上げないと経費を賄えないとか、ある程度の数値の提示がないと一般市民は分からないと思います。

その点を踏まえ、今後どのような話の流れで進んでいくのかというのが気になりました。

会長

答申を市長に出します。それを事務局が練って、市民にどうしたら分かりやすく見せるのかを検討し広報します。

細かいことまでは答申には入らないけど、審議会全員で考えたものをこうやってくださいと答申することで、市長がそれを踏まえ、事務局にわかりやすく、説明するように指示がありますので、そういう面で、答申の附帯事項の最後に市民にわかりやすく説明するようにというのを付け加えてあります。そのように理解していただくようお願いします。

委員

広報する時に、なぜ財政が足りないのか、足りない分をどこから持ってきているのかの部分を知りやすく文章にしていただけると、市民は納得できるのではないのかなと思います。

会長

それについては、附帯事項の4番目、市民への周知についてということで、例えば、広報でいけば、それぞれポイントで説明をしていただけるようお願いします。

その他はありますか。

委員

文章の表現についていいですか。

附帯意見(4)市民への周知についてです。様々な手段を講じて市民の理解が得られるよう、広報誌などによる効果的な広報活動に取り組むことについて、この文章が

おかしいです。広報誌は様々な手段の一つなので、広報誌など様々な手段を講じて市民の理解が得られるよう、広報誌などによる効果的な広報活動に取り組むことのように順番を変えるといいと思います。

あと本文の3行目に、市民の安全、安心の暮らしを維持するとともにの部分で、市民の安全、安心の暮らしにこだわると、2.水道料金及び下水道使用料の改定内容についての本文で、今後も安心な水道水を供給する体制を継続することになっています。せっかく、本文の3行目で安全、安心という言葉を使っているのに、今後も安心な水道水を供給するに安全を追加した方がいいと思います。

それに関連して3行目の安全、安心の暮らしではなくて、市民の安心・安全な暮らしに表記を変えた方がいいのではないかと思います。

その方が読みやすく、より正確な文章になるのではないかなと思います。

事務局

安心、安全な水を安定的の文章もありますが、その部分を安心・安全な水を安定的に変更した方がいいですね。

会長

そうですね。

今回の審議会で答申について皆さんの了承を得ないといけないので、事務局で先ほどの部分を修正してもらえますか。

事務局

先ほどで修正依頼があった答申案を皆さんに配布します。

委員

もう一点いいですか。

水道事業、下水道事業ともに独立採算制を前提とする文章の主語がはっきりしないので、水道事業、下水道事業は、ともに独立採算制を前提とするに修正してください。

委員

答申は公開されるとのことですが、それに対する回答はあるのですか。

事務局

回答については、市がこのように料金改定をしますとの議案を議会に提出し、それが可決されると料金改定となります。

委員

料金についてはそうですが、具体的なことが書いていないと、それをやったのかやっけてないのかの判断が出来ません。

市長に水道料金のビジョンを示してもらって、例えば料金はいくらぐらいとか、水

道の供給量をこれぐらい増やしますとか、市民の皆さんの満足度何%とかというような具体的なものを示してもらえたら、選挙の時に、達成率がわかりやすいのではないかと思います。例えば売上の増加がどれだけ増えているかなど分かりますし、他にも人口の増減など、市長や市議会議員の手腕が判断出来ます。

今回のように水道行政に携わらなければ、分からなかったことばかりなので、それがわかる指標として、何らかのビジョンを示して欲しいということを入れたかったです。

市民の皆さんにわかりやすい、市長が考える健全な新都市の水道行政とは何かみたいなものがほしいです。

事務局

それに該当するものがあります。新都市水道事業の基本計画といいます。第1回水道料金等審議会の際に配布してあります。

それについては10年毎に作っておりまして、その中に具体的な施策が謳われております。

そこに盛り込むか盛り込まないかの話については、次にその計画を更新する時に、検討することになってくることとなります。

委員

検討した結果、計画通り進んでいるとか、ここまでやりましたの情報発信をしていないといけないと思います。

結果として、関心のある人しか気にしていないと思います。

事務局

基本計画について、見ていただけているかどうかは、分からないところではありますが、基本計画は中期的に見直しを掛けることになっていますので、項目を変えていくとか、計画の数値を変えていくとかの手直しが入ります。そのこのところを見ていただくのかなと思っております。

会長

答申の修正が出るまでの間、時間がありますので、ここで審議会について述べたいと思います。

皆さんから、たくさんの意見をいただきました。

今回、8回目で審議会において、答申を最後までまとめていただいて、ありがとうございます。

今まで色んな会議に参加をしましたが、こんなにたくさんの意見をいただいて、色々と考えさせられました。今までの会議は意見がほとんど出なく、シャンシャンと終わる会議でした。

特に国や県まで質問してくれた委員がいました。国や県の担当者は、国や県の職員と話すぐらいなので、市民の方から質問を受けることはないのです、質問をすることに

より、国や県の担当者に危機感が伝わり、良い機会だったと思います。

今回、思ったこととして、水道料金改定は改めて難しいことだと思いました。

この審議会により、今後、市民の皆さんに水道行政について考えてほしいというメッセージが出せれば良いと思います。

今回の審議会で私が考えさせられたのは、豊橋市から新城に水を送るより、北から南に流した方がよいのではないかとということで、県に対して、県の山側に浄水場を作って、下流に送る形が出来ないかということを進言しようと思っています。

そうしないと、今回の審議会で見てもらいましたが、あのような施設がそこら中にあれば、今後も維持管理が大変になってくると思います。県は大きく水路を作れば良いと考えております。

水道の普及率は99%です。例えば東京、大阪、沖縄は100%ですが、愛知県は99%です。景気が良い時に作ったので、現在、その維持管理が大変になっています。

そのことにより、各市町村で料金改定の諮問会議が増えていくと思います。

今回、8回の審議会をやりまして、いい勉強になりましたし、委員の皆さんはいい意見を出してくれましたし、事務局はそれに対応してくれました。

委員

今月の広報誌は読みましたか。

この中に水道のことが4ページから7ページまで掲載されています。図があって非常に分かりやすいです。水道のことが広報されていて、上下水道部は非常によくやっています。

その中に水道水を作るのにいくら掛かるのかが書いてあり、小学生でも分かる内容になっています。

事務局

毎年、小学校4年生向けに水道の成り立ちを学校に行って、勉強していただく機会があります。

ここ3年はコロナウイルスの影響により、それが出来ていないため、それに代わるものがないかということで、このような記事を書かせていただきました。

委員

この前、市議会の様子をテレビで見ました。部長が答弁をされてまして、その答弁された内容をお聞きすると、審議会の私たちが色んな意見を出して、適切に水道料金を考えている答弁をされていたので、全くその通りだと思いました。

事務局

今回、議会で水道料金のことを聞いていただけたので、そういった機会の説明が出来ればと思っていました。

委員

会長が委員の意見を上手に取り上げてくれるので、色んな意見が出たと思います。

事務局

答申案の修正したものが出来ましたので、皆さんに渡します。

会長

それでは答申案を読んでいただけますか。

委員

私が事務局に代わり読みます。

本文から読んでいきます。

我が国は、本格的な人口減少を迎える中、地球環境問題の深刻化、巨大災害の頻発化、経済不況の長期化に加えて、現在、新型コロナウイルス感染症の問題に直面しています。本市においても、種々の課題を抱えている状況ですが、市民の安心・安全な暮らしを維持するとともに、持続可能な地域社会を実現していくことが求められています。

水道事業は、市民生活や社会活動を支える重要なライフラインとして、安心・安全な水を安定的に、継続して供給するという役割を果たしてゆく必要が有ります。

しかしながら、人口減少や節水機器の普及などにより、使用水量は減少傾向にある一方、水道施設の多くが老朽化し、施設の更新や耐震化などへの多額の投資が不可避となっており、水道事業の経営環境は、今後も非常に厳しい状況が見込まれます。

下水道事業は、快適でうるおいのある生活環境の維持改善及び公共用水域の水質保全等、都市機能の整備にとって欠かすことのできない根幹的な施設です。本市には、豊川水系、矢作川水系があり、自治体として河川の水質を保全していく責務があります。

下水道事業の公共下水道事業区域においては、拡張事業が進み、処理区域面積は拡大しており、排水量において、微増の状態となっています。

加えて、地域下水道及び農業集落排水区域においては、排水人口の減少とともに、排水量の減少が進んでおり、他方では、施設の耐震や老朽化に伴う対策費用及び維持管理費の大幅増加が想定され、厳しい状況が続いています。

水道事業、下水道事業ともに独立採算制を前提とする地方公営企業として運営されており、一般会計からの基準外繰入金に大きく依存することが課題となっており、自ら対策をとっていく必要があります。

このような実情を踏まえ、当審議会では8回にわたり慎重に審議を重ね、今後の水道料金及び下水道使用料のあり方について結論を得たことから、次のとおり答申します。

1. 水道料金及び下水道使用料の改定実施について

水道事業、下水道事業が置かれている現状を考慮すれば、水道料金及び下水道使用料の改定はやむを得ない。

2. 水道料金及び下水道使用料の改定内容について

水道料金については、今回の料金改定により、一般会計からの基準外繰入金に頼ることなく、今後も安心・安全な水道水を供給する体制を継続すること。

下水道使用料については、水道料金の大幅な料金改定により、市民負担を考慮した範囲での改定とすること。

改定時期については、現在の経営状況を考慮し、適切な時期とすること。

改定後の料金、使用料については、3年後に再検討すること。

3. 附帯意見

(1) 経営の健全化

今まで以上に支出削減や新たな収入確保方法を検討し、将来世代の負担をできるだけ軽減できるように、効率的な経営に取り組むこと。

(2) 新しい水道料金プランについて

利用者が水道料金プランを選択できるように、現在の水道料金プランだけでなく、基本料金と従量料金のセットプラン等の新しい水道料金プランの研究、検討に早期に取り組むこと。

(3) ダウンサイジングについて

給水量が減少していることから、水の需要に合った施設の統廃合や水道管布設替時の口径減径等、ダウンサイジングの検討を行い、将来的な維持管理及び更新にかかる費用を抑制するなど、更なるコスト削減に取り組むこと。

下水道事業についても、地域の実情に合った、既設の下水処理方法の見直し等、コスト削減の手法を検討すること。

(4) 市民への周知について

水道料金、下水道使用料の改定は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、広報誌など様々な手段を講じて市民の理解が得られる、効果的な広報活動に取り組むこと。

会長

ありがとうございました。

皆さんに承知していただければ、10月3日に市長に答申を手渡したいですが、よろしいでしょうか。

これでいいですね。この内容で答申させていただきます。ありがとうございました。

本日の議題は、これで終了ですが、事務局から次回開催予定について、説明をお願いします。

事務局

今回は答申式になります。日付については、10月3日（月）13時30分から、3階の政策会議室にて行いますので、皆さん参加していただけるようお願いいたします。

会長

出席についての注意事項はありますか。

事務局

クールビズをお願いします。

当日の進め方ですが、会長から答申をお渡ししていただきますが、皆さんそれぞれ何か一言ずつ言っていただけますか。

委員

私の要望は、すぐに回答が出せるものではないので、例えば要望を手紙とかにすれば、市長さんもそれで十分だと思います。

先ほどの人口統計の話もありましたが、やはり見通しが暗いようなことを現実的に突きつけたところで、そんなことはないですよとしか市長は答えられないと思います。

そういうものは、意見交換会とか、政治活動としてやるしかないと思うので、この場で、ふさわしくないことも言いました。

市民の方に、私のような視点を持っている人がいるということのを少しでも気づいていただくように、そのように思っ言った部分もありましたので、本当に事務局の方に迷惑をかけましたので、本当に申し訳なかったです。

会長

私は、そのような意見があることにより、広く勉強させていただきました。

委員

私みたいな視点ではない方以外は、何を言っているのかと思われたと思います。

委員

会議だからいいじゃないですか。

会議は議論する場だからいいじゃないですか。

委員

会議は意見を付き合わせて、結論を出すので、何を言っても全然いいと思います。

市民の皆さんに、こういうことを理解して欲しいという気持ちはすごく分かります。

それは、こういう言い方をすれば語弊があると思いますが、無理だと思います。

何でかという、私はそう思っているだけなので皆さんがどうか分かりませんが、人は自分の価値観で生きています。だから自分が必要な情報はどんどん取りに行きます。しかし、必要でない情報は取らないので、分からないです。

だけど、大事なことは、その人が水道のことが必要だと思った時に、情報を取りに行ける場所が分かっている、それを取る手段があって、そこに置いてある情報が正しいことが必要です。

そのために市の方がホームページとか、色んなところで準備をしていただいて、興味を持ったときに、すぐそこから調べて、自分の知識になって、それが頭（こうべ）

になっていくと思います。

そのことから、理解してもらう方が、非常に難しいと思います。

委員

私は何かに不満や疑問を持っている人のきっかけになればと思い、敢えて言っていた部分もあるので、こういう場での発言が似つかわしくないと分かっていました。

会長

誰も調べたい時はあります。また、市民が調べたい気持ちにさせられることもあります。例えばコロナウイルスは、自分の欲しい情報は取りに行くけど、他のことに関しては、そのようにならないことはあります。

市民の方が少しでも興味を持ったら、市のホームページを見れば情報を得られるようにすることが重要ですが、年寄りの方はホームページは見ないです。

委員

若い人たちは、自分たちでSNSを使って調べます。

委員

お年寄りも市民ですので、調べられるようにしていただけたらと思います。

会長

調べた時に正しい情報を提供するようにすることを市長にお願いしたいです。

調べたいものが出れば、皆さんが興味を持ってくれるかもしれないということを考えております。

これで終わります。ありがとうございました。